

告 示

埼玉県選管告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、さいたま市選挙管理委員会から次のとおり所在地及び収容人数の変更があった旨の報告があった。

令和七年十月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
（新）埼玉 県産業文 化センタ ー	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町一丁	公益財団法人 埼玉県産業文 化センター	大ホール二千五百五人 （新）小ホール四百九十六人 国際会議場百八十人
（旧）大宮 ソニック シティ	目七番地五		（旧）二千五百五人